

平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会 会議資料

日時：平成 30 年 6 月 3 日（日）

午後 2 時 30 分から

場所：品川インターシティホール棟地下 1 階会議室 1・2

次 第

1 開 会

2 挨拶等

3 議 題

報告第 1 号 平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第 1 号 平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第 1 号 平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

議案第 2 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約

議案第 3 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会有料広告掲載要綱について

4 その他

5 閉 会

出席者名簿

区 分	役 職 等	氏 名
副会長	足利市長	和 泉 聡
	備前市長	田 原 隆 雄
	日田市長	原 田 啓 介
代 理	水戸副市長	秋 葉 宗 志
委 員	水戸市教育委員会教育長	本 多 清 峰
	足利市教育委員会教育長	若 井 祐 平
	備前市教育委員会教育長	奥 田 泰 彦
	日田市教育委員会教育長	三 笠 眞治郎
	水戸商工会議所副会頭	大 津 順一郎
	足利商工会議所専務理事	福 島 靖
	日田商工会議所会頭	十 時 康 裕
	足利市世界遺産検討会議座長	橋 本 昭 彦
	旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員	荒 木 勝
	茨城県教育庁総務企画部文化課長	入 野 浩 美
	栃木県教育委員会事務局文化財課長	石 川 明 範
	岡山県教育庁文化財課長	大 西 治 郎
	大分県教育庁文化課長	阿 部 辰 也

【県関係】

役 職 等	氏 名
栃木県教育委員会事務局文化財課保護担当兼世界遺産登録推進室主査	武 川 夏 樹

【事務局】

区 分	役 職 等	氏 名
幹 事	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長	白 石 嘉 亮
	備前市教育委員会事務局文化振興課長	田 原 義 大
	日田市教育庁世界遺産推進室長	橋 本 隆 文
書 記	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課世界遺産推進室長	川 口 武 彦
	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課世界遺産推進室主事	鈴 木 重 文
	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課嘱託	小野瀬 実 里
	足利市教育委員会事務局文化課文化財保護・世界遺産推進担当主幹	久 保 賢 史
	足利市教育委員会事務局文化課文化財保護・世界遺産推進担当主査	伊地知 隼 外
	足利市教育委員会事務局文化課文化財保護・世界遺産推進担当主査	板 橋 稔
	備前市教育委員会事務局文化振興課文化財係長	石 井 啓
日田市世界遺産推進室登録推進係主任	溝 田 直 己	

【市関係】

役 職 等	氏 名
足利市総合政策部秘書課秘書担当課長補佐	板 橋 徹

報告第 1 号

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業について，次のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 3 日提出

教育遺産世界遺産登録推進協議会会長 水戸市長 高橋 靖

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告

【世界遺産登録推進事業】

1 協議会・幹事会の開催等

年月日	会議名	議題等
平成 29 年 5 月 16 日	協議会幹事会	報告第 1 号 平成 28 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について 認定第 1 号 平成 28 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について 議案第 1 号 平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について 議案第 2 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部改正について (於：AP 品川 10 階 E ルーム)
平成 29 年 5 月 28 日	協議会会議	報告第 1 号 平成 28 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について 認定第 1 号 平成 28 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について 議案第 1 号 平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について 議案第 2 号 教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部改正について (於：AP 品川 9 階 A+B ルーム)

2 - (1) 調査研究事業

<p>検討状況報告書(素案)の内容に厚みを加え、熟度を高めるため、昨年度に引き続き、専門部会の開催を通して、登録推進戦略、国内外の教育遺産の評価、資産の保存管理方策に関する調査研究を行った。</p> <p>※現在の主な課題</p> <p>(1) 教育遺産の価値付けの整理</p> <p>(2) 過不足のない構成資産の選定</p> <p>(3) 全ての構成資産に係る保存管理計画の策定</p>

2 - (2) 専門部会の開催

年月日	会議名	議題等
平成 29 年 7 月 22 日	専門部会 A・B 合同会議	報告第 1 号 今年度の日本遺産関係事業及び日本遺産サミットの報告について 報告第 2 号 今後の専門部会の方向性について

年月日	会議名	議題等
		議題第1号 顕著な普遍的価値の抽出について 議題第2号 検討状況報告書第3章の修正案について (於：品川インターシティホール棟地下1階会議室5)
平成29年 8月29日	専門部会C会議	報告第1号 各構成資産の保存活用計画の策定状況について 議題第1号 検討状況報告書第4章、第5章及び第6章の加筆修正案について (於：品川インターシティホール棟地下1階会議室5)
平成29年 10月16日	専門部会A・B合同会議	議題第1号 ストーリー案第3章の修正案について 議題第2号 その他 (於：品川インターシティホール棟地下1階会議室5)
平成30年 2月18日	専門部会A・B・C合同会議	議題第1号 検討状況報告書の加筆修正案について 議題第2号 その他 (於：旧閑谷学校教育センター会議室)

2-(3) 有識者・団体との協議

年月日	会議名	議題等
平成29年 9月28日	九州大学大学院教授藤原恵洋先生との個別協議	議題第1号 近世日本の教育遺産群のコンセプト及びストーリー案について (於：九州大学大橋キャンパス藤原研究室)
平成30年 3月3日、 4日	日本イコモス国内委員会・教育遺産世界遺産登録推進協議会意見交換会	議題第1号 検討状況報告書案について 議題第2号 その他 *構成文化財である、国特別史跡旧弘道館（茨城県水戸市）と史跡足利学校（栃木県足利市）の視察も行った。 (於：三の丸ホテル3階ジェンティール)

3 事務連絡会議の開催

年月日	会議名	議題等
平成29年 7月22日	事務連絡会議	議題第1号 今年度の日本遺産魅力発信推進事業の執行について 議題第2号 平成30年度協議会事業計画・予算について (於：品川インターシティホール棟地下1階会議室5)
平成29年 8月29日	事務連絡会議	議題第1号 協議会ホームページの進捗状況及びホームページへの協賛店舗の情報掲載について 議題第2号 平成30年度協議会事業計画・予算について (於：品川インターシティホール棟地下1階会議室5)

年月日	会議名	議題等
平成 29 年 10 月 16 日	事務連絡会議	議題第 1 号 協議会ホームページの進捗状況について 議題第 2 号 日本遺産ホームページへの広告等の掲載 について 議題第 3 号 その他 ①岡山県備前市での専門部会 A・B・C 合同会議について ②来年度協議会総会及び幹事会の日程について ③日本イコモス国内委員会との意見交換会について ④九州大学藤原恵洋先生との協議について (於：品川インターシティホール棟地下 1 階会議室 5)
平成 29 年 11 月 14 日	事務連絡会議	議題第 1 号 協議会ホームページの進捗状況について 議題第 2 号 協議会予算の執行状況及び今後の支払い 予定について (於：足利まちなか遊学館 2 階大会議室)
平成 29 年 12 月 19 日	事務連絡会議	議題第 1 号 日本遺産魅力発信推進事業の追加事業案 について (於：品川インターシティホール棟地下 1 階会議室 1)
平成 30 年 1 月 23 日	事務連絡会議	議題第 1 号 岡山県備前市における専門部会 A・B・C 合同会 議について 議題第 2 号 日本遺産魅力発信推進事業の変更申請及 び追加事業案について 議題第 3 号 日本遺産魅力発信推進事業の進捗状況に ついて 議題第 4 号 協議会有料広告掲載要綱等の整備につい て 議題第 5 号 日本イコモス国内委員会との意見交換会 について 議題第 6 号 平成 30 年度日本遺産魅力発信推進事業に ついて (於：品川インターシティホール棟地下 1 階会議室 6)
平成 30 年 2 月 17 日	事務連絡会議	議題第 1 号 専門部会 A・B・C 合同専門部会について 議題第 2 号 日本遺産魅力発信推進事業の進捗状況に ついて 議題第 3 号 協議会有料広告掲載要綱等の整備について 議題第 4 号 日本イコモス国内委員会との意見交換会 について (於：日生市民会館会議室)

4 情報発信事業

- ・協議会ホームページのリニューアル

5 普及啓発事業

- ・世界遺産登録推進講演会「共通善について－東アジアの若者を繋ぐもの－」（備前市）
- ・平成 29 年度日田市世界遺産登録推進講演会「世界遺産の現状」（日田市）

【日本遺産魅力発信推進事業】

1 情報発信、人材育成事業

事業名	内容
日本遺産ホームページ制作	日本遺産の魅力を発信するため、ホームページを5か国語で作成した。国内外に向けて情報を発信し、観光客の集客や周遊の促進を目指す。
旧弘道館魅力発信用デジタル写真収集業務	特別史跡「旧弘道館」の魅力あふれる風景写真を収集した。今後 WebSite やその他印刷物に活用する。
日本遺産モデルコースパンフレット作成	水戸市内に所在する構成文化財や歴史的遺産、観光地等の周知を図るため、市内をめぐる観光モデルコースパンフレットを作成した。
日本遺産近世日本の教育遺産群PR映像制作	国内外に向けて日本遺産のストーリーや足利市の構成文化財の魅力を発信するPR映像を作成した。国内外に向けて発信する。
日本遺産子ども向けパンフレット作成	日本遺産をわかりやすく紹介した子ども向けのパンフレットを作成し、日本遺産の学習や講座で配布した。
日本遺産（旧閑谷学校）ボランティアガイド養成講座	ボランティアガイドを養成し、受講者一人一人が日本遺産の魅力や情報を発信できるようにした。
雑誌「教育旅行」への記事・広告掲載	教育機関や旅行会社等を中心に購読されている雑誌「教育旅行」に特集記事と広告を掲載し、日本遺産の魅力を発信した。

2 公開活用のための整備に係る事業

事業	内容
日新塾誘導案内板製作設置工事	構成文化財である日新塾跡への誘導案内板を市道2か所に設置し、誘導をより円滑にした。
日本遺産案内・説明板製作設置工事	日本遺産のストーリーや構成文化財を紹介した説明板を足利学校とあしかがフラワーパークに設置した。

3 シンポジウムへの参加

年月日	行事名	主催者	開催場所	内容
平成 29 年 7 月 1 日, 2 日	日本遺産サ ミット in 京 都	文化庁 及び日 本遺産 連盟	けいはんな オープンイ ノベーション センター (京都府相 良郡精華町 精華台 7 丁 目 5 番地 1)	1 各日本遺産ストーリーPRエリアでのブ ース出展 2 旅行会社等との商談会 3 日本遺産「日本茶 800 年の歴史散歩」の ストーリーを体感できるエクスカージョン

4 日本遺産プロデューサー派遣事業

年月日	会議名	内容
平成 29 年 11 月 14 日	日本遺産プロデューサー との意見交換会	文化庁から委託を受けた(一社)Futuradition WAO のプロデ ューサーによる構成文化財の視察及び意見交換会を行った ※WAO からは小川和プロデューサーと片岡峰子氏が出席さ れた。 (於：史跡足利学校)

5 普及啓発事業

<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産認定 2 周年記念事業の開催 (於：水戸市) ・日本遺産パネル展 (於：水戸市) ・日本遺産クリアファイルの製作 (水戸市) ・史跡足利学校企画展「論語への誘い」(足利市) ・旧閑谷学校日本遺産認定 2 周年記念品配布 (備前市) ・咸宜園公開講座「日本遺産を歩く」(全 6 回：日田市) ・日本遺産子どもガイド, 中学生日本遺産英語ガイド (日田市) ・日本遺産スタンプラリー (日田市)

認定第 1 号

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算 について

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について、次のとおり報告し、認定に付するものである。

平成 30 年 6 月 3 日提出

教育遺産世界遺産登録推進協議会会長 水戸市長 高橋 靖

平成 29 年度 歳入歳出決算

歳 入

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,096,000	4,096,000	0	水戸市 1,575,000 足利市 1,098,000 備前市 650,000 日田市 773,000
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 補助金	10,000,000	10,000,000	0	日本遺産魅力発信推進事業補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	4,183,000	4,183,996	△996	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	601,000	45,069	555,931	預金利子, アプリ広告掲載料
合 計				18,880,000	18,325,065	554,935	

歳 出

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	備 考	
1 運営費	1 世界遺産登録推進費	1 事業費	04 共済費	0	1,272	△1,272	傷害保険料	
			08 報償費	890,000	580,000	310,000	会議出席謝礼, 個別協議謝礼	
			09 旅費	3,453,000	1,798,124	1,654,876	費用弁償	
			11 需用費	340,000	170,633	169,367	協議会専門部会賄料等	
			13 委託料	1,601,000	1,402,920	198,080	ホームページリニューアル委託業務費,	
			14 使用料及び賃借料	650,000	818,048	△168,048	会場使用料, ホームページサーバー賃借料	
			19 負担金	50,000	50,000	0	日本イコモス国内委員会維持会員年会費	
		2 事務費	09 旅費	340,000	132,708	207,292	事務局員出張旅費	
			11 需用費	81,000	42,112	38,888	事務用品, 賄料等	
			12 役務費	50,000	113,795	△63,795	振込手数料, 通信運搬費	
			14 使用料及び賃借料	162,000	231,120	△69,120	会場使用料等	
		計			7,617,000	5,340,732	2,276,268	
		2 日本遺産関係費	1 事業費	11 需用費	158,000	136,404	21,596	事務用品, 手土産代
				13 委託料	900,000	453,600	446,400	アプリ改修委託業務費
	14 使用料及び賃借料			184,000	265,928	△81,928	事務用品賃借料等	
	19 負担金			20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金	
	2 事務費		12 役務費	0	7,776	△7,776	振込手数料	
	計			1,262,000	883,708	378,292		
	3 日本遺産魅力発信事業補助金	1 事業費	04 共済費	5,000	2,100	2,900	傷害保険料	
			08 報償費	150,000	140,000	10,000	ボランティアガイド養成講座講師謝金	
			11 需用費	1,055,000	54,000	1,001,000	ボランティアガイド養成講座チラシ印刷製本費	
			13 委託料	8,752,000	6,229,320	2,522,680	記事広告掲載委託, ホームページ制作委託等	
			15 工事請負費	0	3,661,200	△3,661,200	誘導案内板制作設置工事等	
		2 事務費	11 需用費	32,000	0	32,000		
			12 役務費	6,000	11,880	△5,880	振込手数料	
		計			10,000,000	10,098,500	△98,500	
	2 予備費	1 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	
合計			18,880,000	16,322,940	2,557,060			


歳入総額 18,325,065 円, 歳出総額 16,322,940 円の差引 2,002,125 円については, 次年度に繰り越す。

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算監査書

平成 29 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について、関係帳簿、証拠書類に基づいて監査を実施したところ、いずれも適正に処理されていることを認めます。

平成 30 年 4 月 25 日

足利市会計管理者

津布久 公夫 


平成 30 年 5 月 9 日

備前市会計管理者

中野 新吾 

平成 30 年 5 月 14 日

日田市会計管理者

梅野 俊哉 

議案第 1 号

平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 3 日提出

教育遺産世界遺産登録推進協議会会長 水戸市長 高 橋 靖

平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画

教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画は、次に定めるところによる。

【世界遺産登録推進事業】

1 調査研究事業

内容	実施予定月	備考
(1) 専門部会の開催		
ア 専門部会 A・B 合同会議（登録推進戦略, 国内外の教育遺産の評価）	8月（於：都内）	検討状況報告書を作成
イ 専門部会 C（資産の保存管理方策）	10月（於：都内）	
ウ A・B・C 合同会議	7月（於：都内）	
エ 世界遺産講演会	2月, 3月 （於：足利市, 備前市）	

2 その他

内容	実施予定月	備考
(1) 協議会	6月（於：都内）	
(2) 幹事会	5月, 1月（於：都内）	
(3) 事務連絡会議	7月, 8月, 10月, 11月, 2月, 3月 （於：都内）	
(4) 文化庁への要望活動等（暫定リストへの追加補充・検討状況中間報告書の提出）	11月	

【日本遺産魅力発信推進事業】

1 シンポジウムへの参加

年月日	行事名	主催者	開催場所	内容
平成30年 9月22日 23日	日本遺産サ ミット in 高 岡	文化庁 及び日 本遺産 連盟	高岡市生涯 学習センタ ー（富山県 高岡市末広 町1番7 号）	1 各日本遺産ストーリーPRエリアでのブ ース出展 2 旅行会社等との商談会 3 座談会 4 平成30年度日本遺産認定証交付式

2 普及啓発事業

内容	実施予定月	備考
(1) 普及啓発品の製作（ポストカード等）	7月	

平成 30 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会予算

教育遺産世界遺産登録推進協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,159 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 平成 30 年度歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

別表 平成 30 年度歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 負担金	1 負担金	4,096
2 繰越金	1 繰越金	2,002
3 諸収入	1 諸収入	61
合 計		6,159

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 運営費	1 世界遺産登録推進費	4,590
	2 日本遺産関係費	1,508
2 予備費	1 予備費	61
合 計		6,159

歳入歳出事項別明細

歳入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位 千円)

目	金額	節		説明			
		区分	金額	※括弧内は平成 27 年国勢調査人口		均等割 (50%)	人口割 (50%)
1 負担金	4,096	1 市負担金	4,096	水戸市 (270,823 人)	1,575	512	1,063
				足利市 (149,504 人)	1,098	512	586
				備前市 (35,207 人)	650	512	138
				日田市 (66,525 人)	773	512	261
計	4,096			計	4,096	2,048	2,048

(款) 2 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位 千円)

目	金額	節		説明
		区分	金額	
1 繰越金	2,002	1 繰越金	2,002	前年度繰越金
計	2,002			

(款) 3 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位 千円)

目	金額	節		説明
		区分	金額	
1 諸収入	61	1 預金利子	1	預金利子
		2 広告掲載料	60	アプリ広告掲載料
計	61			

歳出

(款) 1 運営費

(項) 1 世界遺産登録推進費

(単位 千円)

目	金額	節		説明
		区分	金額	
1 事業費	3,481	8 報償費	535	専門委員謝礼, 世界遺産講演会講師謝礼
		9 旅費	1,531	専門委員費用弁償, 世界遺産講演会講師旅費
		11 需用費	708	消耗品費, 食糧費, 印刷製本費
		14 使用料及び賃借料	607	会場借上料, ホームページサーバー使用料
		19 負担金	100	日本イコモス国内委員会賛助会員年会費
2 事務費	1,109	11 需用費	597	検討状況報告書印刷製本費, 消耗品費
		12 役務費	134	通信運搬費, 振込手数料
		14 使用料及び賃借料	378	会場借上料
計	4,590			

(款) 1 運営費

(項) 2 日本遺産関係費

(単位 千円)

目	金額	節		説明
		区分	金額	
1 事業費	1,508	09 旅費	262	日本遺産サミット事務局員旅費
		11 需用費	411	日本遺産サミット配布用普及啓発品作成費
		13 委託料	605	アプリ保守管理費・改修委託料
		14 使用料及び賃借料	210	ホームページサーバー使用料, アプリサーバー使用料
		19 負担金	20	日本遺産連盟負担金
計	1,508			

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	金額	節		説明
		区分	金額	
1 予備費	61	1 予備費	61	
計	61			

議案第2号

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を改正する規約

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約の一部を次のとおり改正する。

別表第3副幹事長の欄中「備前市市長室長」を「備前市教育委員会事務局教育部長」に、幹事の欄中「備前市シティセールス推進課長」を「備前市教育委員会事務局文化振興課長」に改める。

付 則

この規約は、平成30年6月3日から施行する。

平成30年6月3日提出

教育遺産世界遺産登録推進協議会会長 水戸市長 高橋 靖

【参考】

(現行)

幹事長	副幹事長	幹事
水戸市教育委員会事務局教育部長	足利市教育委員会事務局教育次長 備前市市長室長 日田市教育庁教育次長	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長 足利市教育委員会事務局文化課長 備前市市長室シティセールス推進課長 日田市教育庁世界遺産推進室長

(改正案)

幹事長	副幹事長	幹事
水戸市教育委員会事務局教育部長	足利市教育委員会事務局教育次長 備前市教育委員会事務局教育部長 日田市教育庁教育次長	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長 足利市教育委員会事務局文化課長 備前市教育委員会事務局文化振興課長 日田市教育庁世界遺産推進室長

教育遺産世界遺産登録推進協議会規約

(設置)

第1条 茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市及び大分県日田市（以下「構成市」という。）は、教育遺産の世界遺産登録に向けた相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図るため、教育遺産世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育遺産に係る調査研究に関すること。
- (2) 教育遺産を活用した普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には、水戸市長をもって充てる。
- 3 副会長には、足利市長、備前市長及び日田市長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専決処分)

第6条 会長は、第2条に掲げる所掌事項のうち、特に緊急を要するため会議を招集することが困難であると認めるときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(専門部会)

第7条 特別の事項を調査研究するため、協議会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、座長及び部会員をもって組織する。
- 3 座長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会員には、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 専門部会の運営については、第5条の規定を準用する。

(幹事会)

第8条 会議に提案する必要がある事項等について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事には、別表第3に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会の運営については、第5条の規定を準用する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、水戸市教育委員会において行う。

2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、構成市が負担する。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、会議の承認を得なければならない。

4 協議会の出納は、会長が行う。

5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、会議に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、会議で定める。

(監査)

第11条 協議会の出納の監査は、足利市、備前市及び日田市の会計管理者が行う。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成24年11月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年5月31日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年5月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月3日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分		委員
構成市の教育委員会教育長		水戸市教育委員会教育長 足利市教育委員会教育長 備前市教育委員会教育長 日田市教育委員会教育長
学識経験者	経済界	水戸商工会議所会頭 足利商工会議所会頭 備前商工会議所会頭 日田商工会議所会頭
	専門家	水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名するもの 足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから、足利市長が指名するもの 旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員のうちから、備前市長が指名するもの 日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田市長が指名するもの
	県職員	茨城県教育庁総務企画部文化課長 栃木県教育委員会事務局文化財課長 岡山県教育庁文化財課長 大分県教育庁文化課長
	市民団体	教育遺産関係団体の代表のうちから、水戸市長、足利市長、備前市長及び日田市長がそれぞれ指名するもの

別表第2（第7条関係）

部会員
水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名するもの 足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから、足利市長が指名するもの 旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員のうちから、備前市長が指名するもの 日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田市長が指名するもの

別表第3（第8条関係）

幹事長	副幹事長	幹事
水戸市教育委員会事務局教育部長	足利市教育委員会事務局教育次長 備前市教育委員会事務局教育部長 日田市教育庁教育次長	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長 足利市教育委員会事務局文化課長 備前市教育委員会事務局文化振興課長 日田市教育庁世界遺産推進室長

○協議会の組織（第3条関係）

区 分		役 職 等	氏 名	
会長		水戸市長	高 橋 靖	
副会長		足利市長	和 泉 聡	
		備前市長	田 原 隆 雄	
		日田市長	原 田 啓 介	
委員	構成市の教育委員会 教育長	水戸市教育委員会教育長	本 多 清 峰	
		足利市教育委員会教育長	若 井 祐 平	
		備前市教育委員会教育長	奥 田 泰 彦	
		日田市教育委員会教育長	三 笥 眞治郎	
	学識経験者	経済界	水戸商工会議所会頭	大久保 博 之
			足利商工会議所会頭	早 川 慶治郎
			備前商工会議所会頭	寺 尾 俊 郎
			日田商工会議所会頭	十 時 康 裕
		専門家	水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名するもの	日 高 健一郎
			足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから、足利市長が指名するもの	橋 本 昭 彦
			旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員のうちから、備前市長が指名するもの	荒 木 勝
			日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田市長が指名するもの	豊 田 寛 三
		県職員	茨城県教育庁総務企画部文化課長	入 野 浩 美
			栃木県教育委員会事務局文化財課長	石 川 明 範
			岡山県教育庁文化財課長	小見山 晃
			大分県教育庁文化課長	阿 部 辰 也

○専門部会の組織（第7条関係）

部会員	氏 名 (各市五十音順)	
水戸市世界遺産登録検討専門委員のうちから、水戸市長が指名するもの	大 石 学	岡 田 保 良
	五 味 文 彦	鈴 木 暎 一
	日 高 健一郎	藤 井 恵 介
足利市世界遺産検討会議メンバーのうちから、足利市長が指名するもの	池 田 雅 則	市 橋 一 郎
	長 澤 孝 三	橋 本 昭 彦
	増 山 正 明	—
旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員のうちから、備前市長が指名するもの	荒 木 勝	江 面 嗣 人
	三 宅 正 浩	—
	—	—
日田市世界遺産登録検討委員会委員のうちから、日田市長が指名するもの	吾 妻 重 二	江 面 嗣 人
	後 藤 宗 俊	鈴 木 理 恵
	豊 田 寛 三	—

○専門部会の担当事項及び部会員の構成

担当事項	構 成	
専門部会A（登録推進戦略）	日 高 健一郎（水戸市）	五 味 文 彦（水戸市）
	岡 田 保 良（水戸市）	長 澤 孝 三（足利市）
	荒 木 勝（備前市）	後 藤 宗 俊（日田市）
専門部会B（国内外の教育遺産の評価）	鈴 木 暎 一（水戸市）	大 石 学（水戸市）
	橋 本 昭 彦（足利市）	池 田 雅 則（足利市）
	三 宅 正 浩（備前市）	鈴 木 理 恵（日田市）
	吾 妻 重 二（日田市）	
専門部会C（保存管理方策）	藤 井 恵 介（水戸市）	市 橋 一 郎（足利市）
	増 山 正 明（足利市）	江面嗣人（備前市・日田市）
	豊 田 寛 三（日田市）	

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載要項

(目的)

第1条 この要項は、教育遺産世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）が管理するインターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載することができる広告)

第2条 ホームページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 協議会が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会会長（以下「会長」という。）が別に定めるもの

(掲載する位置)

第3条 広告を掲載する位置は、会長が指定する。

(広告の大きさ等)

第4条 広告の大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。

- 2 広告のデータ形式は、GIF又はJPEGとする。ただし、アニメーション形式を除く。
- 3 広告のデータ容量は、10キロバイト以下とする。
- 4 広告の1ページ当たりの枠数は、8枠以内とする。
- 5 会長は、前各項の規定にかかわらず、ホームページの運用上必要があると認めるときは、広告の大きさ、データ形式及びデータ容量並びに枠数を変更することができる。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位として会長が認める期間とする。ただし、連続して掲載する場合は、12か月を超えることができない。

- 2 前項の期間内に協議会がホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した日数に応じて、掲載の期間を延長するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載の申込みは、教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に当該広告の原案を添えて別表に掲げる申込先に行わなければならない。

(掲載の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、広告の掲載を決定し、教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）に

より当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、広告の原稿をそのつど会長が指定する方法により提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告掲載者の負担で作成するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、会長が指定する期日までに、別表に定める掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載者の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。ただし、第5条第2項の規定により掲載の期間を延長した場合を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が特別の理由があると認めるとき。

(掲載の取消し)

第11条 会長は、広告掲載者又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) この要項の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認めるとき。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表(第6条、第9条関係)

区分	掲載料(月額)	申込先
協議会公式ホームページにおける最上位のページ	5,000円	協議会事務局 (水戸市教育委員会歴史文化財課)
各市のページにおける最上位のページ	500円	各市担当課 (水戸市教育委員会歴史文化財課、足利市教育委員会文化課、備前市教育委員会文化振興課、日田市教育委員会世界遺産推進室)

*なお、多言語掲載を希望する場合、翻訳に係る費用が別途必要となる。

様式第1号（第6条関係）

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

協議会会長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称又は代表者) 印
担当者
電 話
FAX
Eメールアドレス

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページに広告を掲載したいので、教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載要項第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載を希望する ページの区分	
掲載を希望する期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
※ 掲載料	円

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第7条関係）

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載決定通知書

教世協第 号

平成 年 月 日

様

教育遺産世界遺産登録推進協議会

会長 水戸市長 高橋 靖 印

年 月 日付で申込みのあった教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので、教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載要項第7条の規定により通知します。

掲載する ページの区分	
掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
掲載料	円

注 掲載料は、別添の納入通知書により納入してください。

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育遺産世界遺産登録推進協議会ホームページ広告掲載要項（以下「要項」という。）第12条の規定に基づき、広告掲載の審査の基準について必要な事項を定めるものとする。

(基本的基準)

第2条 掲載をする広告は、信用性及び信頼性が高いものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 要項第2条第7号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者の広告

- ア 行政機関からの行政指導等を受け、改善を行っていない者
- イ アに掲げるもののほか、会長が適当でないと認める者

(2) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現を用いたもの
- イ 虚偽の内容を表示するもの
- ウ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を宣伝するもの
- エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を宣伝するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を用いたもの
- ク 専ら、性的好奇心をそそる水着姿、裸体姿等を用いたもの
- ケ 人権侵害、名誉毀損等のおそれがあるもの
- コ 占い、運勢判断等の非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- サ 世論が大きく分かれているもの
- シ 興信所、探偵事務所等の事業に関するもの
- ス 債権取立て、示談引受け等の事業に関するもの
- セ アからスまでに掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

付 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載要項

(目的)

第1条 この要項は、教育遺産世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）が管理するアプリケーション（以下「アプリ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載することができる広告)

第2条 アプリに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 協議会が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会会長（以下「会長」という。）が別に定めるもの

(掲載する位置)

第4条 広告を掲載する位置は、会長が指定する。

(広告の大きさ等)

第4条 広告の規格は、アプリに掲載可能なものとし、その都度会長が定めることとする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位として会長が認める期間とする。ただし、連続して掲載する場合は、12か月を超えることができない。

2 前項の期間内に協議会がアプリを閉鎖した場合は、その閉鎖した日数に応じて、掲載の期間を延長するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載の申込みは、教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載申込書（様式第1号）に当該広告の原案を添えて別表に掲げる申込先に行わなければならない。

(掲載の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、広告の掲載を決定し、教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、広告の原稿をそのつど会長が指定する方法により提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告掲載者の負担で作成するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、会長が指定する期日までに、別表に定める掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広告掲載者の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。ただし、第5条第2項の規定により掲載の期間を延長した場合を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が特別の理由があると認めるとき。

(掲載の取消し)

第11条 会長は、広告掲載者又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認めるとき。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表 (第6条, 第9条関係)

区分	掲載料 (月額)	申込先
協議会公式アプリ内における協議会が指定するページ	500 円	協議会事務局及び日田市担当課 (水戸市教育委員会歴史文化財課, 日田市教育委員会世界遺産推進室)

※なお、多言語掲載を希望する場合、翻訳に係る費用が別途必要となる。

様式第1号（第6条関係）

教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載申込書

年 月 日

協議会会長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称又は代表者) 印
担当者
電 話
FAX
Eメールアドレス

教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーションに広告を掲載したいので、教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載要項第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載を希望する ページの区分	
掲載を希望する期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
※ 掲載料	円

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第7条関係）

教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載決定通知書

教世協第 号

平成 年 月 日

様

教育遺産世界遺産登録推進協議会

会長 水戸市長 高橋 靖 印

年 月 日付で申込みのあった教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーションへの広告の掲載について、次のとおり決定したので、教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載要項第7条の規定により通知します。

掲載する ページの区分	
掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
掲載料	円

注 掲載料は、別添の納入通知書により納入してください。

教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育遺産世界遺産登録推進協議会アプリケーション広告掲載要項（以下「要項」という。）第12条の規定に基づき、広告掲載の審査の基準について必要な事項を定めるものとする。

(基本的基準)

第2条 掲載をする広告は、信用性及び信頼性が高いものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 要項第2条第7号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者の広告

- ア 行政機関からの行政指導等を受け、改善を行っていない者
- イ アに掲げるもののほか、会長が適当でないと認める者

(2) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現を用いたもの
- イ 虚偽の内容を表示するもの
- ウ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を宣伝するもの
- エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を宣伝するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を用いたもの
- ク 専ら、性的好奇心をそそる水着姿、裸体姿等を用いたもの
- ケ 人権侵害、名誉毀損等のおそれがあるもの
- コ 占い、運勢判断等の非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- サ 世論が大きく分かれているもの
- シ 興信所、探偵事務所等の事業に関するもの
- ス 債権取立て、示談引受け等の事業に関するもの
- セ アからスまでに掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

付 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。